

第1章 計画策定について

1 計画策定の趣旨

- すべての人々が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことを目的として、平成17年6月に食育基本法が制定されました。
県では、同法に基づき、やまなし食育推進計画（平成18～22年度）及び第2次やまなし食育推進計画（平成23～27年度）を作成し、10年にわたり、関係機関・団体や国、市町村等多様な関係者とともに食育を推進してきました。
- その結果、食事バランスガイド等を知っている人や食育の推進に関わるボランティアの数が増加するとともに、子どもの朝食の欠食率や孤食率が改善されるなど、家庭、学校、保育所等における食育は、着実に進展してきました。
- 一方で、男性30歳代の朝食の欠食率は依然として高く、また、メタボリックシンドロームの予防や改善のために、適切な食事や定期的な運動を実践している人の割合（15歳以上）は、改善が進まないなど、課題も明らかとなっています。
- 近年、少子化、高齢化が進展するとともに、夫婦のみの世帯や単身世帯が増加し、特に、高齢者が単身又は夫婦で住む世帯の割合が増加しています。また、女性の社会進出が進み、共働き世帯が増加傾向にあり、社会構造の変化やライフスタイルの多様化に伴い、食生活の在り方も変化してきています。
- このような状況から、引き続き、子どもから高齢者まで生涯を通じた切れ目のない食育を一層推進するとともに、様々な家族の状況や生活環境等、多様な暮らしに対応した食育の充実を目指す必要があります。また、その実施に当たっては、若い世代をはじめ、多くの人々に食育の機会を広く提供し、選択できるよう、民間団体や市町村など多様な関係者との連携、協働を更に推進していくことが必要です。
- 第2次やまなし食育推進計画が平成27年度で計画期間を終了することから、同計画の評価と課題の把握を行い、社会情勢や環境の変化を踏まえ、また、これまで本県が培ってきた食文化の確実な伝承なども視野に入れつつ、今後5年間の食育推進の方向性を明らかにするため、総合的かつ計画的な食育の推進に向けた取り組みの指針として、第3次やまなし食育推進計画を策定します。

2 計画の位置付け

(1) 食育基本法に基づく計画

- この計画は食育基本法第17条に基づき、国の食育推進基本計画を基本として、本県における食育の推進に関する施策の基本的な方針について定めるものです。

(2) 山梨県総合計画等との関係

- この計画は、ダイナミックやまなし総合計画の部門計画であり、県が食育推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、食育に関する基本的な方針を定め、中期的な施策の方向性や具体的な施策をまとめたものです。
- また、食育の推進に関連する他の県計画等（関連図参照）との整合も十分図りながら、効果的な計画推進を図っていきます。

(3) 総合的な取り組みの指針

- この計画は、県民、学校、保育所・幼稚園・認定こども園、生産者・事業者、民間団体、市町村、県など、食育に関連するすべての関係者が、それぞれの立場・役割において、あるいは相互に連携し協働して、食育の推進に取り組む際の総合的な指針となるものです。

3 計画期間

この計画の期間は、平成28（2016）年度から平成32（2020）年度までの5年間とし、計画期間中に状況の変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

○山梨県総合計画、他の県計画等との関連図

